

「令和2年7月豪雨」により被災した学生に対する支援措置

芝浦工業大学

【 支援措置の前提 】

- 1) この支援措置は、本学が過去の自然災害発生時に講じてきた支援措置に準じています。
- 2) この当支援措置の対象者は、帰省先（実家等）が災害救助法の適用地域に所在し、令和2年7月3日からの大雨により人的、物的被害を受けた大学、大学院の在籍学生とします。
- 3) 次に示す支援の対象期間は2021年3月末までとします。
その後、被災に関して支援に該当する事例が発生した場合、個別に対応を検討します。

【 支援措置 】**1. 学費納入者（保証人）の死亡**

不幸にして学費納入者（保証人）がお亡くなりになった場合、次の措置をとらせていただきます。

- 1) 最高年次生以外 : 2020年度後期の学費相当額（諸会費を除く）を免除します。
該当学生が2021年度以降も在学し、家計状態がなお困窮している場合は、学内特別奨学金（諸会費を除く年間学費相当額）を貸与します。
- 2) 最高年次生 : 2020年度に学部または大学院の最高年次にある該当学生については、2020年度後期の学費相当額（諸会費を除く）を免除します。

2. 家屋の損壊・流失等へのお見舞い

帰省先の家屋（店舗等を含む）の倒壊や家財の損壊等を被った被災学生に対し、見舞金（家屋の全壊、大規模半壊、半壊の場合100,000円、これ以外の場合は実情に応じて50,000円を限度）を給付します。

3. 弔慰金（香典）の支給

帰省先（実家等）において2親等までのご家族がお亡くなりになった場合は、香典として10,000円を給付します。

4. 帰省費用の一部補助

今般の災害により、帰省先（実家等）において上記の1～2に該当するような被災があった場合、帰省に際しての交通費補助として実費（上限20,000円）を給付します。ただし、交通費の補助は、一人につき1回までを限度とします。

5. 奨学金の貸与等

今般の被災により家計が急変し、今後の生活費または学費補填等のため、奨学金を希望する学生に対しては、以下の奨学金を貸与します。なお、本奨学金は他の奨学金の受給の有無に関わりません。

(1) 芝浦工業大学特別・緊急時奨学金**① 学内特別奨学金（無利子貸与）**

被災の程度が大きく、長期間にわたり家計の復旧が困難である場合、2020年度後期から卒業年次までの学費相当額を年度ごとに貸与します。（この奨学金は、原則として現金のやりとりではなく、大学が当該年度における本人の学費との自動振替を行います。）

② 学内緊急時奨学金（無利子貸与）

被災の程度が比較的軽く、当座の生活費等を必要とする場合、2020年度後期学費相当額を一括貸与します。

(2) 日本学生支援機構奨学金（緊急採用・応急採用）

上記（1）の奨学金とは別に、今般の災害により家計が急変した場合、通常の定期募集とは別に日本学生支援機構が実施する奨学金制度のうち、緊急または応急採用奨学生に出願できます。

「緊急・応急採用奨学金の概要」

①奨学金の種類

イ. 緊急採用（第一種奨学金・無利子） ロ. 応急採用（第二種奨学金・年3%以下の有利子）

②貸与始期

イ. 緊急採用 2020年7月以降で申込者が希望する月 ロ. 応急採用 2020年4月以降で申込者が希望する月

③貸与終期

イ. 緊急採用 2021年3月（毎年願い出により原則卒業予定期までの継続可）

ロ. 応急採用 原則、卒業予定期まで

④貸与月額

イ. 緊急採用

学部：20,000円から最大64,000円まで（入学年度・通学形態によって選択可能な金額が異なります）

大学院（修士）：50,000円・88,000円より選択

ロ. 応急採用

学部：20,000円から120,000円までの1万円単位の金額の中から選択

大学院（修士）：50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円より選択

⑤返還方法：卒業後、貸与総額により、10年～20年の月賦払い

<https://www.jasso.go.jp/about/information/press/jp2020070601.html>

(3) 日本学生支援機構奨学金（家計急変）※学部生のみ

予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認されれば給付奨学金の支援対象となります。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/index.html

(4) 日本学生支援機構奨学金（JASSO 災害支援金）

災害により学生本人やその生計維持者が現に住んでいる家が、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む）以上の被害を受けたり、床上浸水となったり、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いたりした方への返還不要の支援金（10万円）を申し込みできます。申請は大学を通して申し込みます。詳細は次のURLをご確認ください。 <https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>

6. 支援措置実施にあたってのお願い

- ① 被災状況等については、別紙「令和2年7月豪雨支援措置申請書」により申請してください。
- ② ご家族の死亡または家屋の損壊・流出等の場合には、可能な範囲で公的機関の「死亡診断書」、「罹災証明書」、またはこれに代わる書類の添付をお願いします（後日でも結構です）。
- ③ 奨学金関係の出願書類については、貸与希望者に個別に連絡をしますが、「被災状況についての証明書」等が必要となる場合（後日提出可）があります。

7. その他の支援措置（参考）

今般の災害により居住地または帰省先（実家等）において上記の1～2に該当するような人的、物的被害を受け、2020年度秋期または2021年度4月に本学の学部、大学院に入学しようとする者については、特別入試、一般入試に関わらず当該入学検定料を全額免除します。

以 上